

# 小樽市保育所の在り方について

[報 告]

平成21年12月22日

小樽市保育所の在り方検討委員会

## 報告にあたって

本市の保育所入所児童数は、平成16年度をピークに年々減少傾向にあり、これからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられない状況にある。

推計では、0歳から5歳までの人口は、平成47年度には現在の半数程度まで減少すると予測されている。

そのような少子化時代を踏まえて、これからの保育所の在り方を考え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していくことが重要な課題となっている。

本検討委員会は、平成20年9月に、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭への様々な子育て支援サービスの充実を図るため、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方について検討を行うことを目的にスタートした。

これまで、1年余りにわたり、子どもを取り巻く状況、出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に、様々な議論を行いながら、ここに「報告」としてまとめることができた。

明日の小樽を担う子どもたちが、健やかに育つことができる社会、また、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指し、地域や関係者、そして行政が一体となって子育て支援施策に取り組んでいくことが重要である。

今後、小樽市では、具体的な検討に着手し、市立保育所の規模・配置について計画を進められることと思うが、この「報告」を基本にしていただき、市民の皆さんの理解を得ながら、慎重かつ丁寧に取り組まれることを願っている。

## 目 次

1 はじめに	1
2 保育所の現状と課題	2
(1)定員及び入所児童数の状況	2
(2)施設の状況	4
(3)保育ニーズの多様化と育児力の低下	5
3 保育所の在り方	7
(1)保育所に求められるもの	7
(2)市立保育所と民間保育所の役割	8
(3)今後の在り方	8
①保育所の配置、定員等	8
②特別保育事業等保育サービスの充実	9
③施設整備	10
④子育て支援事業	10
⑤幼保連携	11
⑥その他	11
4 市立保育所の規模・配置に関する計画	12
(1)計画策定の考え方	12
(2)計画策定の際に配慮すべき事項	12
(3)計画の進め方	13
小樽市保育所の在り方検討委員会設置要綱	14
小樽市保育所の在り方検討委員会委員名簿	16
小樽市保育所の在り方検討委員会会議経過	17

## 1 はじめに

国では、総合的な少子化対策の推進として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として施策を進めることが必要であるとし、特に、仕事と生活の調和の実現については、関係機関や企業などとの協働体制のもとで、労働時間の短縮など働き方の見直しも含めた総合的な対策が求められ、いろいろな施策に取り組むこととされている。

また、国政においては、今般政権が変わり、子ども手当の創設や税制の見直しなど、子育てや女性の働き方などの環境が変わることが想定される一方で、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計として、保育制度の在り方について検討が進められており、今後、子どもや女性を取り巻く環境が大きく変化することが想定される。

本委員会では、こうした国の大きな流れを認識しつつ、本市の保育所の在り方に絞った形で議論を進めたところである。

本市における保育所の状況は、現在、国の定義による待機児童はいないが、年度末には定員を超える児童が入所しており、短期的には現行定員程度の保育需要は見込まれると考えられる。

中長期的には少子高齢化の進行に伴い、就学前児童数が大幅に減少することが予測される中で、特に、民間保育所については、入所児童数に基づき算定される運営費負担金によって運営されることから、就学前児童数の減少は大きな影響を及ぼすものである。

このような保育所を取り巻く様々な保育環境の変化に適切に対応する必要があることから、本委員会は、行政とは異なる視点も取り入れながら、次のことを念頭において議論したところである。

- ① 小樽市全体を見据えた全市的な見地から、保育環境と子育て支援サービスの充実が図られるよう検討を進める。
- ② 人口推移、立地条件、市の財政状況などを踏まえ、実質的な対応の検討を進める。
- ③ 市立保育所の適正な規模・配置について、検討を進める。

## 2 保育所の現状と課題

### (1) 定員及び入所児童数の状況

本市の4月1日現在における定員は、昭和53年は1,520人であったが、入所児童数の増加に伴い、昭和55年12月1日に定員60人のさくら保育園が、昭和57年4月1日には、定員100人の中央保育所がそれぞれ開設されるなど、昭和57年には、1,715人まで増加している。

その後、昭和60年代に入り、入所児童数が減少する中で、昭和63年には、1,540人まで減少し、平成に入り、さらに入所児童数が減少する中で、平成7年には、1,390人まで減少している。

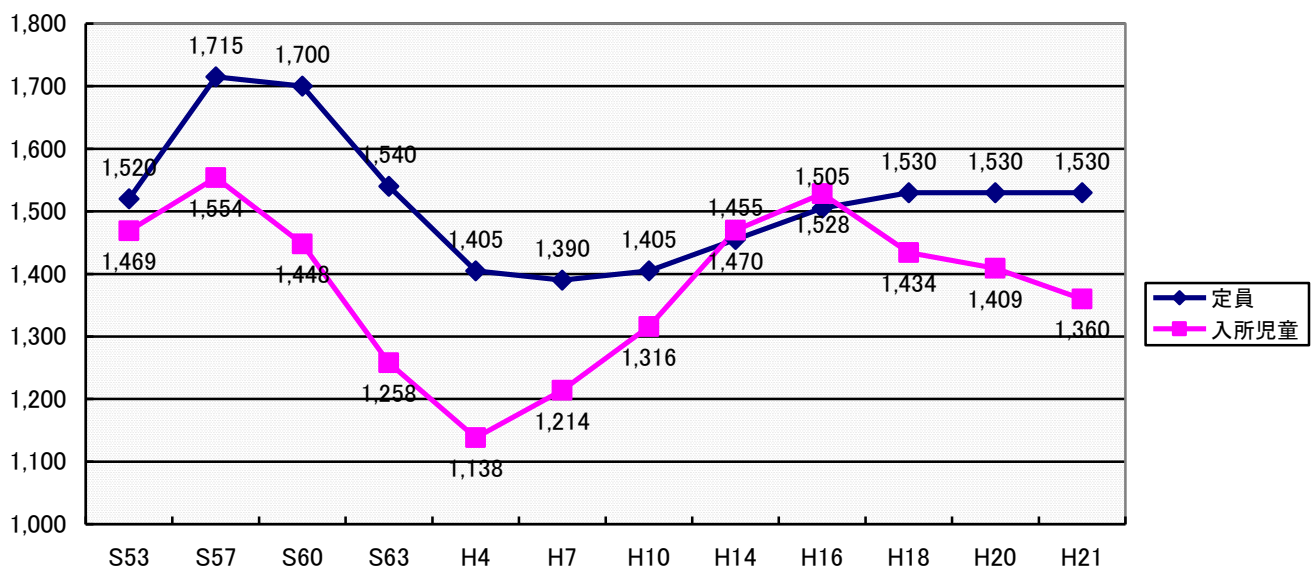
平成8年以降、入所児童数が少しずつ増加するのに合わせ定員も増加しており、平成18年に1,530人となり、現在に至っている。

なお、市立保育所については、赤岩保育所の増改築に伴い、高島保育所を平成14年3月31日に廃止し、また、真栄保育所は、平成20年4月1日に民間に移譲している。

本市の4月1日現在における入所児童数は、昭和53年は1,469人であったが、少しずつ増加し昭和57年には1,554人となった。昭和60年から減少傾向となり、平成4年には1,138人まで減少した。平成5年以降、また増加傾向となり、平成16年には1,528人まで増加したが、それ以降減少しており、平成20年は1,409人、平成21年は1,360人となっている。

定員及び入所児童数の推移(4月1日現在)

単位：人



この入所児童数の増減については、出生数の増減が要因の1つと考えられるが、社会経済情勢の動向、景気の低迷などによる共働き家庭の増加などの要因もあることから、必ず

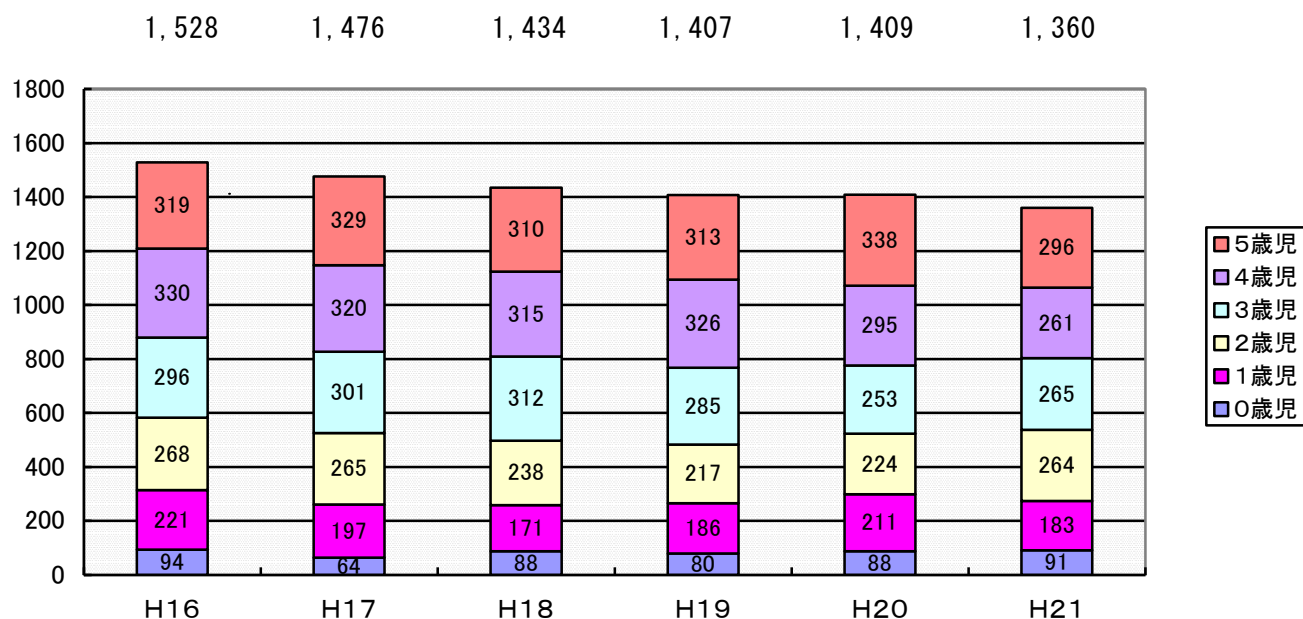
しも出生数の増減に比例するものではなく、ここ数年は0歳から2歳までの入所児童数が増加傾向にある。

入所児童数を地域別に見ると、やはり0歳から5歳までの人口が多い桜・新光方面の児童が他の地域に比べて多い状況にある。

今後、0歳から2歳までの低年齢児の保育需要に応じた柔軟な対応が必要であるとともに地域的な保育需要への対応を検討する必要がある。

歳児別入所児童数の推移（4月1日現在）

単位：人



地区別保育所入所児童数（平成21年10月1日現在）

単位：人

地区別	0歳～5歳人口 (H21.9月末)	保育所 入所児童数	0歳～5歳人口に 対する入所率
蘭島・塩谷地区	122	55	45.1%
長橋・オタモイ地区	565	166	29.4%
高島・赤岩地区	293	113	38.6%
手宮地区	228	74	32.5%
中央地区	440	158	35.9%
山手地区	763	273	35.8%
南小樽地区	667	219	32.8%
朝里・桜地区	1,191	317	26.6%
銭函地区	388	110	28.4%
合計	4,657	1,485	31.9%

(市外10人除く)

本市の人口は、昭和39年の207,093人をピークに減少が続き、平成21年10月末現在の住民基本台帳人口は135,061人となっている。

市外転出による社会減少に加え、高齢化による死亡率が増加する一方、出生数が減少しているため、自然減少が拡大しており、今後も人口減少が続くものと考えられる。

入所児童数は、人口、出生数の減少に必ずしも比例するものではないが、将来的な保育所入所対象となる0歳から5歳までの人口減少に伴う保育需要の減少というのは避けられないのではないかと考えられ、今後、こうした保育需要の減少への対応が求められる。

#### 将来推計人口

単位：人

	H 1 7 (2005)	H 2 2 (2010)	H 3 2 (2020)	H 4 2 (2030)
総人口	1 4 2, 1 6 1	1 3 2, 7 4 6	1 1 1, 6 9 5	8 9, 4 6 9
0歳～4歳	4, 4 1 7	3, 8 7 9	2, 8 6 9	1, 9 6 2
5歳～9歳	5, 0 4 6	4, 3 1 2	3, 2 9 6	2, 2 9 2

※財団法人統計情報研究開発センターが平成17年国勢調査結果を基に推計

## (2)施設の状況

本市の市立6か所、民間14か所の計20か所の保育所施設の状況については、まず、建築年代を見ると、昭和40年代建設が、市立3か所、民間6か所の計9か所、昭和50年代建設が、市立2か所、民間5か所の計7か所、平成年代建設が、市立1か所、民間3か所の計4か所となっており、建築後30年以上経過している施設が7割を占める状況にある。

構造を見ると、木造が市立3か所、民間8か所の計11か所、鉄骨造が民間1か所、鉄筋コンクリート造が市立3か所、民間5か所の計8か所となっており、半数以上が木造という状況である。

本市の保育所施設は、市立、民間を問わず、大半の施設が建築後30年以上経過し、老朽化が進んでおり、将来的に改築等施設整備が大きな課題となることが想定される。

なお、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人が設置する保育所の施設整備については、国（安心こども基金）から保育所緊急整備事業として交付される。

公立保育所の施設整備については、安心こども基金の交付対象外となっていることから、本市の大変厳しい財政状況を考慮すると、市立保育所の施設整備は難しい状況ではないかと考える。

## 保育所建設年次状況

単位：箇所

建築年次	昭和40年 ～ 昭和44年	昭和45年 ～ 昭和49年	昭和50年 ～ 昭和54年	昭和55年 ～ 昭和59年	平成5年 ～ 平成9年	平成10年 ～ 平成14年	平成15年 ～ 平成20年	合計
市立	2	1	2	—	—	1	—	6
民間	3	3	3	2	1	1	1	14
合計	5	4	5	2	1	2	1	20

### (3) 保育ニーズの多様化と育児力の低下

保護者の雇用・勤務形態の変化や女性の就労機会の増大、子育てに対する意識の変化等により保護者の保育に対するニーズも多様化している。

本市における特別保育事業の実施状況を見ると、市立6か所、民間14か所の計20か所の保育所のうち、産休明け保育は、市立3か所、民間13か所の計16か所、障害児保育は、市立3か所、民間1か所の計4か所、午後7時までの延長保育は、市立2か所、民間5か所の計7か所、一時保育は民間3か所、休日保育は民間1か所で、それぞれ実施しているが、今後、多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育事業の拡充に努める必要がある。

また、小樽市次世代育成支援行動計画の後期計画策定に向け本年3月に実施したニーズ調査では、病児・病後児保育を希望する方が延長保育や一時保育を希望する方に比べ多い状況にある。保育サービスを利用している子どもが病気になったときに、どちらかの親が仕事を休んだという方が約9割おり、その半数以上の方ができれば施設に預けたいと希望していることから、病児・病後児保育事業についての対応が求められている。

一方、近年の核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域が持っている「育児力」が低下してきており、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないなど子どもの生活が変化する一方で、身近に相談相手がいないことなどから孤立し、子育てに関する悩みや不安、ストレスを抱えている家庭が多くなっている。

そのため、保育所は保育に欠ける子どもの保育とその保護者の支援に加え、これからは、保育所を利用していない子どもを含めたすべての子どもと子育て家庭の支援ということで、地域における総合的な子育て支援の中核としての役割が求められている。

また、子どもを産む不安、育てる不安を解消し、安心して生み育てることができるように、現在、保健所では、妊娠中の母親を対象に出産の知識を学ぶことや育児の実技体験などができる教室を開催しているが、仕事をしている方は参加することが難しい状況にある。

今後は、保育所と保健所が連携するなどして、これまで以上に出産、育児に関する相談窓口や保育サービス等に関する情報提供、子育てを体験できる機会の拡充等を図っていくことが必要である。

### 3 保育所の在り方

#### (1) 保育所に求められるもの

少子化対策は、日本の将来にわたる重要な課題とされる中で、子どもが発達していく環境をめぐって様々な問題があり、家庭では、核家族化と少子化によって子育ての機能が低下し、地域社会とのつながりが薄らいでいるといわれている。

また、非正規社員の増加、多様な勤務形態の広がりの中で、若い子育て家庭の多くは経済的、生活環境的に厳しい状況にあり、生活にゆとりが少なく、子どもを生き育てることへの不安や負担感も増えてきており、保護者である大人の育ちや人格形成の不全への対応も課題となっている。

平成21年4月1日から施行された保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）には、「保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としている。保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」と述べられている。

保育所は、0歳から5歳までの子どもが共に生活する場であり、子どもたちの視点に立ち、それぞれの発達過程や心身の状況に応じ、長時間生活する「温かなくつろぎの場」であるとともに、友達と一緒に「生き生きと活動できる場」であることが求められる。

子どもは、人とのかかわりや体験によって育っていくものであり、同年齢の子ども同士のかかわり、異年齢の子どもとのかかわり、地域の人々とのかかわりなどにより、豊かな心を育てることが重要である。

これからの保育所は、これまでの基本的な役割としてきた保育に欠ける子どもを保育すること、保育所を利用する子どもの保護者を支援すること、障害児や児童虐待など特に配慮が必要な子どもを保育することなどに加え、保育所を利用していない子どもや保護者を含めたすべての子どもと子育て家庭への支援が求められている。

地域の子育て支援拠点として、子育てに関する様々な相談窓口の開設、情報の提供、子育て関連の講座等の実施、子育て支援サークルへの支援、世代間交流・異年齢児交流の推進など地域社会との連携や協働のなかで幅広く子育て環境を整備する必要がある。

## (2)市立保育所と民間保育所の役割

認可保育所の役割としては、保育に欠ける子どもを保育するという基本的な役割に加え、保育所を利用していない子どもを含めたすべての子育て家庭への支援が求められており、また、保護者の保育ニーズも多様化してきている。

多様化する保育ニーズに応え、地域における総合的な子育て支援の役割を果たすためには、市立保育所と民間保育所が一体となって取り組む必要がある。

市立保育所は、これまでも奥沢保育所と赤岩保育所に併設している地域子育て支援センターを中心に家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育て支援サークルへの支援、町内会館等へ出向いての子育て支援事業等、保育所入所児童だけではなく、地域の子どもと家庭を含めた子育て支援事業に取り組んでいるが、今後は、潜在的に家庭に引きこもっている保護者や育児不安など精神的ストレスのある保護者などへの支援が大きな役割になるものとする。

また、障害児や児童虐待防止のため特に支援を必要とする子どもの積極的な受け入れや病児・病後児保育など採算性の面から民間では取り組むことの難しい保育ニーズに関係機関や地域と連携を図りながら応えていくことが求められている。

このような観点から、今後の市立保育所は、保育行政機関として保育所を運営することで得られる情報をもとに保育需要の実情や課題などを的確に把握し、需要に即した保育施策及び子育て支援施策を展開するとともに、保育所の機能を十分に発揮し、地域における総合的な子育て支援の中核施設としての役割が大きくなるものとする。

一方、民間保育所は、育児相談や保育所開放などの事業は実施しているが、市立保育所に併設された地域子育て支援センターで実施しているような子育て支援事業を展開することは、施設、人員、財政等の面から本市ではなかなか難しい状況にある。

今後、これまでの通常保育に加え、市の補助事業ではあるが、産休明け保育、一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の拡充を図り、できる限り多様化する保護者のニーズに応え、入所児童数の確保に努める必要がある。

## (3)今後の在り方

### ①保育所の配置、定員等

現在、0歳から5歳までの人口が多く、他の地域と比べ保育需要が高い桜・新光地区への対応については、保育需要は人口減少に必ずしも比例するものではなく、経済状況による母親の社会進出、保育要件の緩和、幼保一元化などの変動要因により増減はあると思うが、少子化が進展する中で10年後の保育需要を考えると、この地域での保育所新設の必要性は考えにくく、必要があれば定員の増加で対応することが望ましいと考える。

また、小樽市が本年3月に実施した小樽市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に係るニーズ調査では、保育所を選ぶ際に希望する場所は、自宅の近くを希望する方が7割近くおり、そのうち、8割を超える方が希望通りの保育所に入所していることから、結果として概ね地域性や保育需要に配慮した保育所配置となっている。

定員については、0歳児から2歳児までの低年齢児の保育需要が増加傾向にあり、逆に、3歳児から5歳児までの保育需要が減少傾向にあることを踏まえ、歳児別定員の見直しを行うなど保育需要の動向に柔軟に対応する必要がある。

なお、定員の変更には3年間の実績が必要であることと、民間保育所への運営費は定員が少ない方が児童一人当たりの単価が高くなることなどの要素があり、民間保育所にとっては経営への影響も考えられる。

今後、少子化に対応した定員の見直しや統廃合ということ視野に入れておかなければならないと思うが、その場合には、民間保育所に配慮し市立保育所が率先して行う必要がある。

銭函地区や蘭島地区といった少し離れた地域については、その地域性を考慮し、保育所を維持していく必要がある。

## ②特別保育事業等保育サービスの充実

特別保育事業等保育サービスの充実については、保育ニーズを的確に把握し、そのニーズと現在の市立保育所と民間保育所での実施状況を十分考慮した上で、判断していく必要がある。

病児・病後児保育事業については、保護者のニーズも相当高いことから、できる限り早期の実施が求められるが、保育所単独での実施は保育所への負担が大きくなることから、医療機関との連携、協力を図りながら実施することが必要である。

休日保育事業は、現在、市内1か所で実施しているが、1回当たりの利用が平均すると5人前後ということで、それほど多くの方が利用されているわけではないが、これは、ニーズがないというよりも、場所、利用手続などの運用面によるものと考えられる。

今後、新たな特別保育事業を実施するに当たっては、できる限り利用しやすい環境を整備することが重要である。

また、本市における特別保育事業は、産休明け保育、延長保育、一時保育、休日保育とも民間保育所の方が実施箇所数が多いことから、今後も民間保育所が中心となり、拡充していく必要があるが、民間保育所だけに委ねるのではなく、市立保育所としても、これまで以上に特別保育事業の拡充に努める必要がある。

### ③施設整備

保育所施設の状況については、昭和40年代建設の施設が、市立3か所、民間6か所の計9か所、昭和50年代建設の施設が、市立2か所、民間5か所の計7か所、平成年代建設の施設が、市立1か所、民間3か所の計4か所となっており、建築後30年以上経過している施設が7割を占め、老朽化が進んでおり、市立、民間を問わず、将来的に改築等施設整備が必要である。

市立保育所については、現在の小樽市の大変厳しい財政状況では、数年以内の改築は難しいものであり、また、真栄保育所のように民間に移譲し、民間で改築を行うという方法も、建設敷地の確保や引き受け先法人が小樽市内にあるのかという課題がある。

ただ、建築後40年近く経過した建物を今後、どのくらいの期間使用することが可能かという問題もあることから、大変厳しい財政状況ではあるが、将来に向け施設整備を進める必要がある。

民間保育所については、施設整備に当たり、国から子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）とそれに伴う市からの補助金が交付されるが、それ以外にも多額の負担が必要となるので、それぞれの法人の経営状況や運営方針などにより、改築に対する考え方も違うとは思いますが、改築については相当厳しいものがあり、老朽化の状況を見ながら修繕で対応している状況である。

今後、国からの交付金が増額になり、法人の負担が少しでも軽減されるよう全国の民間保育所が連携し、国に働きかけることも必要である。

### ④子育て支援事業

子育て支援事業については、現在、市立の奥沢保育所と赤岩保育所に併設している地域子育て支援センターに専任の保育士2名を配置し、家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育てサークルへの支援、町内会館等へ出向いての子育て支援事業などを実施している。

民間保育所では、曜日を決めて、保育所に親子で遊びに来てもらう保育所開放事業は実施しているが、専任の職員を配置しての子育て支援事業というのは、費用や施設の面から実施していない状況である。

今後は、潜在的に家庭に引きこもっている保護者や育児不安など精神的ストレスのある保護者などへの支援が大きな役割になるものと考えており、事業を拡充していく必要がある。そのためには、これまで実績のある市立保育所に併設している地域子育て支援センターを量的なものを含めて拡充していくことが求められる。

## ⑤幼保連携

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや子育てについて不安を感じている保護者の方への支援などの課題があり、制度の枠組みを超えた対応が求められている。

国では、両方の良いところを活かしながら、その役割を果たすことができるような新たな枠組みとして、認定こども園制度を平成18年度からスタートさせている。

本市には、現在16か所の私立幼稚園があるが、年々入園児童数が減少し、平成21年度末で1園が閉園を予定しているなど厳しい環境にあるなかで、今後、幼稚園等の意向を踏まえ、認定こども園の整備を検討する必要がある。

## ⑥その他

・それぞれの保育所がいろいろな特徴を持ち、保護者が自分のニーズ、考え方に合った保育所を選択できる環境や今の時代に合った新しい保育所の仕組みづくりが求められる。

・認可外保育施設については、午後10時までの延長保育や緊急的な一時保育など認可保育所に対応していない部分を補完する形で運営されている。一部、小樽市からの補助金はあるが、基本的には、保護者からの保育料で運営されていることから、施設面を含めて、大変厳しい運営となっており、今後、国や北海道に対し、認可外保育施設への支援を働きかける必要がある。

・首都圏などでは、株式会社が運営する保育所や認可外保育施設があり、子どもが少なくて運営できなければ突然閉園するということが現実には起きている。保育というのは、国が責任をもって取り組むべきものであり、市立保育所でも民間保育所でも、公的な支援が必要である。

## 4 市立保育所の規模・配置に関する計画

### (1) 計画策定の考え方

市立保育所は、これまでも地域や各行政機関等と連携を取りながら直接保育行政にかかわってきている。近年は、奥沢・赤岩の地域子育て支援センターを中心に家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育てサークルへの支援等、保育所入所児童だけでなく、地域の子育て支援に取り組んでおり、今後も保育所の機能を十分に発揮し、地域における総合的な子育て支援の中核施設としての役割が大きくなると考える。

一方、小樽市の財政状況は依然として大変厳しい状況にあり、施設の老朽化や多様化する保育ニーズ、子育て支援の推進等に対応するため、これまで以上に限られた財源、人材を活かした効率的な運営が求められる。

少子化が進行し将来的に保育需要が減少する中で、全市的な定員の見直しを検討しなければならないが、この場合には民間保育所の運営実態を勘案しながら市立保育所が定員の調整を行う必要があることから、廃止等を視野に入れて検討することもやむを得ないものであり、検討に当たっては、入所率が低いこと、施設が老朽化していること、地域に他の保育所があることなどが考慮されるものとする。

### (2) 計画策定の際に配慮すべき事項

市立保育所の規模・配置の見直しを行う場合には、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを目指し、多様な市民ニーズに対応した保育サービスや子育て支援の充実が図られるように配慮されなければならないと考える。

本委員会では、市立保育所の規模・配置に関する計画を策定するに当たり、次の点に配慮することが必要と考える。

- ① 国の待機児童の定義では、通常交通手段により30分未満で登園可能であれば登園に無理がないとしているが、0歳児、1歳児という小さい子どもにとっては、例えば、自家用車で30分という距離は危険性があり、また、保護者の勤務時間によっては、かなり早く自宅を出る必要があることから、子どもの基本的な生活の面から心配である。登園に要する時間は、自家用車で出来る限り15分程度を目途に検討を進める必要がある。
- ② 0歳児等低年齢児の保育需要が高い傾向にあることから、保育所へ入所することができないという状況にならないように、0歳児の定員拡大など検討を進める必要がある。

- ③ 今後の市立保育所は、保育需要の実情や課題などを的確に把握し、多様化する保育サービスに応えるため、病児・病後児保育の実施など特別保育事業の拡充を図るとともに総合的な子育て支援施策を推進する必要がある。
- ④ 市立保育所の施設は、赤岩保育所以外は建築後30年から40年が経過しており、老朽化が著しいことと園庭が狭い施設もあることから、園庭の広さを含めた施設整備を考慮に入れた計画策定が求められる。

### (3) 計画の進め方

市立保育所の規模・配置に関する計画を進めるに当たっては、保育需要の動向や小樽市全体の保育所の在り方を踏まえ、保護者等に説明をして理解をいただきながら、概ね10年を目途に年次計画を策定して段階的に進める必要がある。

## 小樽市保育所の在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市において、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭への様々な子育て支援サービスの充実を図るため、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方について検討を行うことを目的に、小樽市保育所の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、本市における子どもを取り巻く状況や社会経済情勢の動向及び出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方に関しての必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保育関係者、教育関係者、公募市民及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の最終的な検討結果を市長に報告した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

3 補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

6 会議の傍聴に関しては、小樽市議会傍聴規則（昭和34年小樽市議会規則第2号）の例による。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 委員長は、検討を進めるに当たり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を要請し、意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

## 小樽市保育所の在り方検討委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏 名	団体名及び役職等	備 考
保育関係者	宇 野 ひとみ	小樽市民間保育協議会	
各種団体	小笠原 眞結美	小樽商工会議所	
公募市民	鏡 八 郎		
学識経験者	片 桐 由 喜	国立大学法人小樽商科大学教授	委員長
保育関係者	清 水 智佳子	認可外保育施設施設長	
各種団体	高 橋 雅 孝	社団法人小樽青年会議所	
教育関係者	野 村 定 弘	小樽地方私立幼稚園連合会会長	副委員長
各種団体	三 浦 文 男	小樽市民生児童委員協議会	
保育関係者	吉 井 恵 子	小樽市民間保育協議会	

(以上 9名)

## 小樽市保育所の在り方検討委員会会議経過

	開 催 年 月 日	主 　　な 　　議 　　題
第1回	平成20年 9月29日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の運営方法について</li> <li>・ 会議資料説明</li> </ul>
第2回	平成20年11月19日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の現状と課題について</li> </ul>
第3回	平成21年 1月22日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の現状と課題について</li> </ul>
第4回	平成21年 5月13日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の役割について</li> </ul>
第5回	平成21年 7月 9日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あおぞら保育園視察</li> <li>・ 保育所の在り方について</li> </ul>
第6回	平成21年 8月26日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立保育所の規模・配置について</li> </ul>
第7回	平成21年10月28日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書の検討</li> </ul>
第8回	平成21年11月24日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書の検討</li> </ul>
第9回	平成21年12月16日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書の検討</li> </ul>